

県北広域振興局長告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年3月17日

県北広域振興局長 高橋 信

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 角ノ浜玉川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡洋野町種市第15地割字鹿糠浜452番地先から第14地割字北玉川100番1地先まで	新	A 12.6~5.2 m	m 489.8
		B 29.8~9.2	486.6
九戸郡洋野町種市第15地割字鹿糠浜452番地先から第14地割字北玉川100番1地先まで	旧	A 12.6~5.2	489.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成27年3月17日から同年4月17日まで